

日本学生支援機構奨学金
継続願の提出手続きについて
説明資料

埼玉大学 奨学支援担当係

始めに

奨学生に採用されても、卒業するまで奨学金を受けるとは、年1回、継続の意志の確認のため、「奨学金継続願」の提出が必要です。その後本学による適格認定が実施され、奨学金の受給資格を審査します。

継続願提出締切: 令和4年1月31日(月)

2/18まで期限延長しました



※12月29日～1月3日は提出できません！！



お手元に「奨学金継続願の提出手続きについて」を準備いただき読み進めてください。
該当ファイルをダウンロード頂くか、あるいは奨学支援担当窓口にて配付をしていますので受領ください。学部生と大学院生、また、給付と貸与で内容が違いますので各用紙右上の表示を確認ください。

<p>【 大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校用 】</p> <p>重要</p> <p>手続きについて</p> <p>学部学生用 貸与奨学金</p>	<p>【 大学院用 】</p> <p>重要</p> <p>手続きについて</p> <p>大学院生用 貸与奨学金</p>
<p>【 給付奨学金 (新制度) 】</p> <p>出手続きについて (力)</p> <p>給付奨学金 新制度</p>	<p>給付(旧制度)</p> <p>きについて</p> <p>給付奨学金 旧制度</p>

ダウンロードはこちら▼



手続きの流れ

スカラネット・パーソナルから
「貸与額通知」「給付額通知」の内容を確認

『奨学金継続願』入力準備用紙 に必要事項を記入

スカラネット・パーソナルから
「奨学金継続願」を提出(入力)

スカラネットパーソナルを登録していない人がまだいます！
登録しないとそもそも継続の手続きができません！

手続きの大まかな流れです。

1. スカラネットパーソナルの奨学金継続願提出のメニューにある貸与額通知または給付額通知の内容を確認します。
2. お手元の資料にある奨学金継続願入力準備用紙(給付も同様です)の内容を全て埋めます。
3. 準備ができたなら実際にスカラネットパーソナルでweb申請していきます。

まだ「スカラネットパーソナル」に登録していない方については、継続願の申請ができませんので、早急に登録をしてください。継続願の申込期限ぎりぎりになりますと、アクセスが増加し、接続がうまくいかず、登録ができないこともあるので今のうちにやっておきましょう。



スカラネットパーソナル登録はこちらから
<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp>

貸与額通知・給付額通知の内容はしっかり確認しておいてください。

貸与の方で、人的保証の選択者は連帯保証人や保証人にも、未成年者は親権者にも、年末に寄生する機会があれば、通知を見せて確認してもらおうようにしてください。

スカラネット・パーソナルへのログイン

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

スカラネット・パーソナル

スカラネット・パーソナルへようこそ (スカラネットPS)

スカラネット・パーソナルを活用すると

- 転居・改姓・勤務先変更等の届出ができます。
- 繰上返還の申込ができます。
- 在学滞り願・在学滞り期間短縮願の提出ができます。
- 各種証明書の発行依頼ができます。
- あなたの奨学金情報の閲覧・確認ができます。
- 奨学金減額返還願・奨学金返還期限滞り願の作成・印刷ができます。

平成31年4月より新たに追加された機能

- 最低返還月額申請（所得連動返還方式選択者）ができます。

現在、奨学金を貸与・給付・返還中の方はいつでもスカラネット・パーソナルに登録できます。

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

スカラネット・パーソナル

ユーザIDとパスワードの登録をしている方

ユーザID : 103004 半角英数字

パスワード : ●●●●●●

ログイン

まだユーザIDとパスワードの登録をしていない方

初めてスカラネットPSに登録する方は、「新規登録」ボタンを押してください。

ユーザIDまたはパスワードを忘れた方は、「ユーザID・パスワードを忘れた場合」ボタンを押してください。

ユーザID・パスワードを忘れた場合

ログイン・新規登録

スカラネットPSの登録手順・利用条件の詳細は、下の「登録手順・利用条件」ボタンを押してください。
(ユーザID・パスワードを忘れた方も下の「ログイン・新規登録」ボタンを押してください。)

登録手順・利用条件

スカラネットPSの利用規約は、下の「利用規約」ボタンを押してください。

ユーザID、パスワード(※)を用いて、スカラネット・パーソナルにログイン
※新規登録時に任意で決めたもの

では、実際に、奨学金継続願の申請手順を説明します。

スカラネットパーソナルは登録済みの前提でお話していきます。

登録がまだの方は前ページに戻って登録を完了してください。

新規登録時に決めたユーザIDとパスワードを用いて、「スカラネットパーソナル」へログインします。

継続願入カトップページ

ログイン後、「奨学金継続願」のトップページに移動しましょう。

このページにて「奨学生番号」をクリックすると「継続願」の提出が開始されます。

ここで、みなさんの中には、第一種奨学金と第二種奨学金の2つの奨学金を併用貸与している方がいると思います。その方々は、それぞれの奨学生番号で提出を行います。また、給付奨学金も同様となります。「1つの奨学生番号で提出をしたからおしまい」とは考えないようにしてください。継続願の提出をしていない奨学金は、廃止になってしまうので注意しましょう。

- CHECK -

2021年3月で「辞退」をする方はこの継続願で「辞退」報告をする必要があります。

→→→「継続を希望しません」に印をつけます。

- CHECK -

貸与額、給付額が「0円」となっても「奨学金継続願」の提出は必要です。

翌年度継続をするかの確認

D-奨学金振込みの継続の確認

貸与奨学金

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。

※家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮のうえ提出してください。

奨学金の継続を希望します

奨学金の貸与を継続して希望する方は、「貸与額通知」の貸与額を、連帯保証人(人的保証選択者)または親権者(後見人)の方と確認してください。

奨学金の継続を希望しません

奨学金の貸与を継続して希望しない方は、この画面を送信することにより在学学校長を経て辞退の「異動届」を提出したものとみなし、3月で貸与を終了します。

継続希望者は
間違えないように！

D-奨学金振込みの継続の確認

給付奨学金

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの給付奨学金の振込みを希望しますか。

給付奨学金の継続を希望します

給付奨学金の継続を希望しません

奨学金の継続を希望しない方は、この画面を送信することにより在学学校長を経て辞退の「異動届」を提出し、3月で給付奨学金の振込みを終了します。

気を付けて！

注意

もし間違えると翌年度の振込が止まります！

➡ 毎年必ず間違える人がいます



ここから先は、各設問の注意点をお話していきます。

選択を間違えてしまうと、翌年度貸与したくても貸与できなくなってしまうなど、不利益なことが起こるので、特に注意してください。

まず、翌年度も奨学金を借りたいかどうかの意思確認についてです。

当然、奨学金を希望しないと、翌年度貸与をすることができません。

そのため、**継続希望者は必ず「奨学金の継続を希望します」を選択**してください。

もし間違えると、翌年度に奨学金貸与を受けることができなくなります。

給付奨学金も同様になります。単純な設問ですが**慎重に進めて**ください。

なお、「来年度は奨学金は必要ない」という学生がいましたら、「**継続を希望しません**」を選択するようにしてください。**4月以降の奨学金は辞退となります。**しかし、もう借りなくてもいいやと安易に「継続を希望しません」を選択する人がいます。後日やっぱり生活が厳しいので再び申込みをしたいとしても、基本は4～5月にしか申込みができないですし、家庭の経済状況や成績によっては同じ種別での採用が適わないかもしれません。卒業・修了時まで逆に困るような事態にならないよう保護者の方とも相談して決めるようにしてください。

貸与奨学金 返還義務等の確認

F-返還の義務

奨学金制度は、意欲と能力のある皆さんが経済的に自立し、自らの意思と責任により学生生活を送れるよう支援するものです。
また、貸与された奨学金は返還する義務があります。先輩奨学生の返還金が、直ちに後輩奨学生の奨学金として循環運用される仕組みとなっており、返還金が確実に返還されないと、次代の奨学生の採用に重大な支障をきたすことになります。
奨学生ひとりひとりがこのような制度の仕組みを理解し、責任をもって返還をすることが重要です。

- 返還の義務を自覚している
- 返還の義務を自覚していない

必ず「自覚している」を選択！

G-学業不振の場合の処置

以下のいずれかに該当する場合は、奨学金の交付について「廃止」（または「停止」）の処置がとられます。

- 卒業延期が確定した（または卒業延期の可能性が極めて高い）場合
- 当年度の修得単位（科目）数が皆無の（または極めて少ない）場合

- 学業不振の場合の処置について理解している
- 学業不振の場合の処置について理解していない

必ず「理解している」を選択！

本当に注意して！



最初に貸与奨学金についての説明です。

前頁に引き続き、貸与奨学金の返還の義務と、学業不振の場合の処置について理解しているかを確認されます。

日本学生支援機構は、条件さえ満たせば奨学金を希望する学生には貸してくれます。

しかし、返還の義務を自覚していない学生に、日本学生支援機構は奨学金を貸してはくれません。

同様に、勉強をしていない学生に対しても、日本学生支援機構は奨学金を貸してはくれません。

それを踏まえた上で、引き続き貸与を希望する場合は、返還の義務については、「返還の義務を自覚している」を、学業不振の場合の処置については、「学業不振の場合の処置について理解している」を必ず選択してください。

どちらについても、例年間違える学生がいます。特に返還の義務については大変重要です。

給付奨学金の返還

F-給付奨学金の返還

学業成績が著しく不振、停学等の学校処分等により交付が打ち切られた場合には、交付済みの奨学金の一部または全部について返還していただくことがあります。

交付済みの給付奨学金について返還が必要になった場合には、返還すべき金額や返

必ず「承知している」を選択！

- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知している
- 交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを承知していない

G-廃止や停止の処置

以下に該当するような場合は、給付奨学金の交付について「廃止」（または「停止」）の処置がとられます。

<処置の対象となる例>

- 学業不振により卒業延期が確定した（または卒業延期の可能性が極めて高い）場合
- 退学、除籍、停学、その他の学校処分を受けた場合
- 生計維持者が市区町村民税所得割を2年続けて課税された場合、または10万円を超えて課税された場合

必ず「理解している」を選択！

- 廃止や停止の処置について理解している
- 廃止や停止の処置について理解していない

本当に注意して！



続いて、給付奨学金についての説明です。

給付奨学金の場合、学業不振等による交付の打ち切りのため返還の必要が発生する場合があります。また、廃止や停止の処置についての理解を確認されます。

この項目は貸与と同様になります、引き続き貸与を希望する場合は、給付奨学金の返還については、「交付済みの給付奨学金について返還が必要になる場合があることを**承知している**」を、廃止や停止の処置については、「廃止や停止の処置について**理解している**」を必ず選択してください。

学部生 保護者の収入入力

経済状況

H-経済状況【あなたが貸与を受けている奨学金が、あなたの経済状況からみて適切であるかを確認するために使用されます。】

1. 学生生活費の状況など、経済状況は奨学金申込時または前回の継続額提出時と比較して変わりましたか。
あてはまるもの一つ選択してください。
 (1) 好転した
 (2) ほぼ変わらない
 (3) 悪くなった

2. 主として生計を維持している人(父、母、祖父、祖母など)の昨年1年間(1月～12月)の所得金額を記入してください。(必須)

(注1) 所得金額がわからない場合は右上の「X」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。
(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合
源泉徴収票等における支払金額

半角数字
[] 万円

2) 給与所得以外の場合
確定申告の控における収入・売上金額

半角数字
[] 万円

所得金額

半角数字
[] 万円

3. その他の生計を維持している人(父、母など)の昨年1年間(1月～12月)の所得金額を記入してください。

(注1) 所得金額がわからない場合は右上の「X」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。
(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

1) 給与所得の場合
源泉徴収票等における支払金額

半角数字
[] 万円

2) 給与所得以外の場合
確定申告の控における収入・売上金額

半角数字
[] 万円

所得金額

半角数字
[] 万円

4. あなたは現在家族と同居していますか。
※選択内容に応じて、収入・支出の入力項目が表示されます。

(1) はい
 (2) いいえ

**証明書類等は必要ありません。
対応する金額を入力してください。**

この項目は、学部生のみ関係します。

学部生のみなさんは、保護者の収入を入力する必要があります。

その際、証明書類等は提出不要ですが、所得の種類別に指示されている書類に記載されている金額を必ず保護者に聞いて入力してください。

例えば、保護者が会社員で給与所得者の場合は源泉徴収票等で確認が可能です。

もし、源泉徴収票がまだ発行されていない場合は、昨年1月から12月の給与支払額の合計額を入力してください。

収支の入力

5. あなたの前年度12月から今年度11月の収入に関する金額を記入してください。(必須)

(注1) 収入に関する金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。
(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

- 1) 家庭からの給付
(家庭が支払った授業料・施設費などの学校納付金を含む)
半角数字
万円
 - 2) 日本学生支援機構の奨学金
※貸与額通知に記載されている振込額の合計が表示されています。
半角数字
80.00 万円
 - 3) 日本学生支援機構以外の奨学金
半角数字
万円
 - 4) アルバイト等収入
半角数字
万円
 - 5) その他(貯蓄等を取崩した額や臨時収入等)
半角数字
万円
- 収入合計(自動計算)
80.00 万円

収入

収支差が
学部:36万円以上
院生:45万円以上
あると**減額指導**となります。

6. あなたの前年度12月から今年度11月の支出に関する金額を記入してください。(必須)

(注1) 収入に関する金額がわからない場合は右上の「×」ボタンを押してこの画面を閉じ、確認後最初からやり直してください。
(注2) 1万円未満は切り捨てて入力してください。

- 1) 学費(授業料・施設費などの学校納付金を含む)
半角数字
万円
 - 2) 修学費(教科書、図書費、文具購入費、課外活動費、通学費等を含む)
半角数字
万円
 - 3) 食費(外食費用)
半角数字
万円
 - 4) 通信費(携帯電話等の通信費を含む)
半角数字
万円
 - 5) その他(医療費、娯楽・嗜好費等)
半角数字
万円
 - 6) 機関保証制度の保証料
※100円未満は切捨てて表示されています。
半角数字
0.00 万円
- 支出合計(自動計算)
0.00 万円
7. あなたの前年度12月から今年度11月の収入と支出の差額は、以下の金額になります。確認してください。
収入合計 - 支出合計
80.00 万円

支出

ここでは、学生さん自身の収入と支出を入力してもらうのですが、この「収入の合計額」と「支出の合計額」の差が、学部生で36万円以上、院生で45万円以上あると、「そんなに蓄えがあるのなら、たくさんの奨学金を借りる必要がない」ということで、貸与月額が減額指導の対象になります。減額指導の対象となると、特別な事情が無い限り面談の上貸与月額が減額されます。

※この部分は毎年間違える方が多いです。収入・支出それぞれの注意事項をよく読んでから入力してください。

【例】

収入について	支出について
1. 家庭からの給付 72 万円 2. 日本学生支援機構の奨学金 39 万円 3. 日本学生支援機構以外の奨学金 20 万円 4. アルバイト収入 0 円 5. その他 3 万 1 から 5 までの合計額 134 万円	1. 学費 53 万円 2. 修学費 13 万円 3. 食費 36 万円 4. 通信費 14 万 5. その他 3 万 6. 機関保証制度保証料 0 万円 1 から 6 までの合計額 119 万円
収入 - 支出 = 134 万円 - 119 万円 = 15 万円 < 36 万円 学部学生 or 45 万円 大学院生	

左の例だと減額指導は無しだね



受付番号のメモ

継続願の入力が終わると、
受付番号が出力されます。

印刷

奨学金継続願提出完了

奨学金継続願を受付けました。

あなたの受付番号は **10999001-04-000777** です。

受付番号は問合せの際に必要となります。

メモを取って大切に保管してください。

終了します

必ずメモをとってください

入力準備用紙

!!!必ず記入してください!!!

あなたの受付番号は(16桁)

1 0 9 9 9 0 0 1 — 0 4 — 0 0 0 7 7 7

継続願の入力が最後まで終わると、受付番号が出力されます。

この受付番号は、必ずメモなどをとって保管してください。

何かあった時の問い合わせの際、必要になってきます。

提出確認

適格認定奨学金継続願提出

【適格認定奨学金継続願を提出されるかたへ】

この願出は次年度の奨学金の継続の意思を確認するための大切な願出です。
必ず学校の定めた期間内に提出してください。
提出がありませんと奨学生の資格を失うことになりますのでご注意ください。
事実と異なる内容を入力し提出した場合は、奨学金が廃止されることがあります。

<貸与型奨学生のかたへ>

奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、一定期間経過後に毎月決められた金額を返還していただくこととなります。貸与月額と返還総額(予定)等を確認し、家庭の経済状況や、卒業後の生活設計を十分考慮のうえ提出してください。

なお、「貸与額通知」は、人的保証選択者は連帯保証人及び保証人(平成21年度以前採用者は連帯保証人のみ)にも必ずご覧いただき、内容を確認してもらってください。また、未成年者は必ず親権者(後見人)にも内容を確認してもらってください。

<給付型奨学生のかたへ>

学修状況や生活状況から、給付奨学生として採用された後も引き続き適格性を有しているか否か等について認定されます。
認定結果によっては、給付奨学金の支給が廃止されたり、停止されたりすることがあります。
また、状況によっては受給済みの給付奨学金について返還を求められることがあります。

- 奨学生番号ボタンを押すと、奨学金継続願の提出を行うことができます。
- 複数の奨学生番号がある場合は、それぞれの奨学生番号について入力が必要です。
表示されていない奨学生番号がある場合やその他不明な点は、学校に問い合わせてください。

6XX04999999

提出済

貸与額通知1

8XX04999999

貸与額通知2

ご登録いただきました情報は、奨学金貸与・給付事業のために利用されます。
この利用目的の適正な範囲内において、登録された情報が、奨学金貸与・給付中に在学する学校に必要に応じて提供されます。

「提出済」となっているか
確認してください

受付番号のメモを取ることで、継続願の提出は完了となりますが、最後に、もう一度「継続願」のトップページを見てみてください。

すでに提出を終えている場合は、「提出済」と表示され、提出ができなくなります。
この確認は、忘れずにするようにしてください。

貸与奨学金 返還義務と責任

当然のことですが...

奨学金 = 借金 = 返還義務がある

もし返還をしなかったら...

- ・年5%の延滞金賦課
- ・個人情報情報機関への登録
 - クレジットカードが使えない
 - ローンを組めない
- ・法的処理

さまざまな不利益を被ります



返還の義務を再確認してください

ここで少しだけ「返還の義務と責任」の重要性についてお話します。

日本学生支援機構の奨学金は、みなさんが返還したお金が後輩の奨学金の財源となります。そのため、返還が滞ると、年5%の延滞金がつき、個人情報信用機関へ登録され、最後には法的措置がとられてしまいます。他人事だと思っているかもしれませんが、実際、埼玉大学出身で奨学金を延滞している方もいます。

まだ、返還は先の事ですが、今のうちから返還の義務があると自覚を持ち、奨学金を借りましょう。

まとめ

提出締切: 令和4年1月31日(月)

2/18まで期限延長しました

※12月29日～1月3日は提出できません！！

注意

貸与・給付 継続希望

希望しない

貸与返還義務

自覚していない

給付済奨学金の返還が必要になる場合がある

承知していない

貸与・学力不振時の処置
給付・廃止や停止の処置

理解していない

収支差

学部: 36万円以上
院生: 45万円以上

翌年度
貸与・給付
ストップ！！

減額指導の
対象に！！



併用貸与者は
計2回提出する
ことを忘れずに！

提出確認・
受付番号メモ
も忘れずに！



「継続願」の提出期限は、**令和4年1月31日 月曜日**です。

なお、12月29日から1月3日は提出できませんので、注意しましょう。

以下注意点のまとめです。

上の図にあるように、継続を希望しない場合、返還の義務を自覚していない場合、給付奨学金の返還が必要になる場合がある事や、学力不振時の処理、給付奨学金の廃止・停止を理解していない場合は翌年度の奨学金がストップしてしまいます。

なお、申請をしていたとしても成績状況等の状況によっては貸与・給付がストップする場合がありますので、予め理解しておいてください。

さらに、収支の差が、学部生36万円以上、院生45万円以上あった場合、減額指導の対象となり原則翌年度の貸与月額が減額されます。

また、併用貸与者は、それぞれの奨学生番号で提出しなくてはならないことや、受付番号のメモ、提出したかどうかを最後に確認することも忘れずにしましょう。

継続願の提出は、一度きりしか入力することができません。

そのため、準備を怠らずに早め早めに動いて、確実に、間違えないように提出を行きましょう。

この他なにかご不明な点等ありましたら

下記までご照会ください。

埼玉大学 奨学支援担当係

月曜日から金曜日 10:00～12:15 13:15～16:00

048-858-3033